

職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則6—6）第4条の規定に基づき、静岡県警察官採用試験の実施について次のとおり公告する。

平成29年7月7日

静岡県警察本部長 筋 伊 知 朗

1 試験区分、採用予定人員

採用予定時期	区 分		採 用 予 定 人 員
平成30年4月	警察官A	一般	男性25人、女性3人
	警察官B	一般	男性91人、女性12人
		自己推薦	男性9人、女性2人
計			142人

2 受験資格

区 分		学 歴	年 齢 等
警察官A 平成30年 4月採用 (第2回)	一般	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成30年3月31日までに卒業する見込みの者又は静岡県人事委員会が同等の資格があると認める者	昭和59年4月2日以降に生まれた者
警察官B 平成30年 4月採用	一般	上欄に掲げる以外の者	昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者
	自己推薦		

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

3 試験の方法

(1) 第1次試験

次の試験を行う。

ア 教養試験

(7) 警察官A

大学卒業程度の一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験

(1) 警察官B

高校卒業程度の一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験

イ 経歴評定

次の内容について経歴評定を行う。（一般区分のみ）

区分	対 象	
武道	柔道	2 段以上（公益財団法人講道館の段位に限る。）
	剣道	2 段以上（一般財団法人全日本剣道連盟の段位に限る。）
語学	英語	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用英語技能検定 2 級以上 ・ TOE I C 470 点以上 ・ TOE F L 「P B T」 460 点以上、「C B T」 140 点以上、「i B T」 48 点以上 ・ 国際連合公用語英語検定 C 級以上
	中国語	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国語検定 3 級以上 ・ 漢語水平考試：筆記試験が 4 級以上（ただし、4 級の場合は点数が 195 点以上）、旧漢語水平考試（2009 年度以前）4 級以上 ・ 中国語コミュニケーション能力検定（T E C C）400 点以上
	韓国語	<ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国語能力試験 4 級以上 ・ ハングル能力検定準 2 級以上
	ポルトガル語	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人のためのポルトガル語検定試験中級以上 ・ 外国語としてのポルトガル語検定試験（旧国際ポルトガル語検定試験）初級以上
	スペイン語	スペイン語技能検定 4 級以上
情報処理	情報処理技術者試験により取得した経済産業省管轄の国家資格	
簿記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日商簿記検定 2 級以上 ・ 全経簿記検定 1 級以上 ・ 全商簿記検定 1 級 	

(2) 第 2 次試験

第 1 次試験の合格者に対し、次の試験、検査を行う。

ア 小論文試験（警察官 A に限る。）

課題に対する理解力、表現力、文書能力（漢字能力を含む。）等についての記述式による筆記試験
ただし、試験は第 1 次試験日に受験者全員に対して実施し、採点は第 2 次試験における面接試験受験者分についてのみ行う。

イ 作文試験（警察官 B、一般区分に限る。）

課題に対する理解力、表現力、文書能力（漢字能力を含む。）等についての記述式による筆記試験
ただし、試験は第 1 次試験日に受験者全員に対して実施し、採点は第 2 次試験における面接試験受験者分についてのみ行う。

ウ アピール作文試験（警察官 B、自己推薦区分に限る。）

自分の経験や知識等を警察業務に生かせるかをアピールする記述式による筆記試験（漢字能力を含む。）

ただし、試験は第1次試験日に受験者全員に対して実施し、採点は第2次試験における面接試験受験者分についてのみ行う。

エ 面接試験

人物についての個別面接及び集団討論による試験

オ 適性検査

警察官としての適性についての検査

カ 身体測定

警察官としての職務遂行に必要な身体的条件を有するか否かについての測定検査で、その検査項目及び合格判定基準は次のとおりとする。

検査項目	合格判定基準	
	男性	女性
身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね150センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
四肢・関節機能検査	警察官としての職務遂行に支障のない状態であること。	

キ 体力試験

警察官としての職務遂行に必要な体力を有するか否かについての試験

(7) 体力試験の方法

種目	実施方法
腕立て伏せ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両手の間隔を肩幅と同じに取り、両足をそろえ、腕は床に対して垂直に立て、概ね90度くらいまで曲げ、完全に肘が伸びるまで戻す。 2. おおむね2秒に1回のペースで実施し、何回できるか測定する。 3. 男性は40回、女性は30回までカウントする。
上体起こし	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両ひざを曲げ、あおむけに寝た姿勢で、両手を軽く握り、両腕を胸の前で組む。 2. 「始め」の合図で両ひじと両ももがつくまで上体を起こす。 3. 30秒間で何回上体を起こすことができるかを測定する。
反復横跳び	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1メートル間隔に引かれた3本のライン上でサイドステップする。 2. それぞれのラインを通過する度に1回とする。 3. 20秒間で何回サイドステップすることができるかを測定する。
握力	<ol style="list-style-type: none"> 1. 直立の姿勢で握力計を身体や衣服に触れないようにして力一杯握りしめる。 2. 左右2回ずつ測定する。

立ち幅跳び	1. つま先が踏み切り線の前端にそろうように立ち、両足で踏み切って前方へ跳び、跳躍した距離を計測する。 2. 2回実施する。
-------	---

(i) 体力試験の不合格判定基準

種 目	体力試験不合格判定基準	
	男 性	女 性
腕立て伏せ	19回以下	5回以下
上体起こし	21回以下	15回以下
反復横跳び	39回以下	32回以下
握 力	32キログラム以下	19キログラム以下
立ち幅跳び	158センチメートル以下	116センチメートル以下

ク 身体検査

胸部疾患、伝染性の病気、視力、色覚、聴力等についての検査

なお、視力についての合格基準は、「両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上」であること。

(3) 配点

項 目		配 点	
		一般	自己推薦
第1次試験	教養試験	100点	50点
	経歴評定	6点を加点	—
第2次試験	小論（作）文試験	50点	—
	アピール作文試験	—	50点
	体力試験	150点	100点
	面接試験	600点	700点

4 試験の時期及び場所

区 分		時 期		場 所
第1次試験		平成29年9月17日（日）		三島市内、静岡市内及び浜松市内
第2次試験	警察官 A	第1日	平成29年10月10日（火）	警察学校
		第2日	平成29年11月8日（水）～11月10日（金）	静岡市内
	警察官 B	第1日	平成29年10月7日（土）、10月8日（日）	警察学校
		第2日	平成29年11月13日（月）～11月22日（水）	静岡市内

第2次試験第1日に適性検査、身体測定及び体力試験を実施し、第2日に面接試験を実施する。

なお、面接試験は、身体測定又は体力試験不合格者以外の者を対象として実施する。

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、平成29年9月27日（水）にそれぞれの試験区分の合格者の受験番号を静岡県庁本館玄関にある掲示板に掲示して行う。

なお、合格者に文書で通知する。

- (2) 第2次試験面接試験受験対象者の発表は、平成29年10月16日（月）にそれぞれの試験区分の面接試験受験対象者の受験番号を静岡県庁本館玄関にある掲示板に掲示して行う。

- (3) 最終合格発表は、平成29年12月上旬にそれぞれの試験区分の合格者の受験番号を静岡県庁本館玄関にある掲示板に掲示して行う。

なお、合格者に文書で通知する。

6 受験手続

平成29年7月7日（金）付けで公表される、平成29年度実施静岡県警察官A・B採用試験案内にて示す方法による。

- (1) 申込書の配布

申込書は、静岡県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署、交番、駐在所等において配布する。

なお、申込書を郵便により請求する場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（縦約33センチメートル、横約24センチメートル）を必ず同封すること。

- (2) 受験の申込み

ア インターネットによる場合

ふじのくに電子申請サービスより行うこと。

(<https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/>)

イ 直接申込み又は郵送による場合

申込用紙に必要事項を記入し、静岡県警察本部警務部警務課採用チーム（郵便番号420-8610静岡市葵区追手町9番6号）又は県内の最寄りの警察署、交番、駐在所へ直接申込みか又は郵送で提出すること。

- (3) 申込受付期間及び受付時間

ア インターネットによる場合

平成29年7月14日（金）から8月1日（火）まで（8月1日は午後5時15分まで）

イ 直接申込み又は郵送による場合

平成29年7月14日（金）から8月1日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし最終日を除き直接警察職員に提出できる場合はこの限りではない。）

ウ 郵送による場合

平成29年7月14日（金）から8月1日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。